

■エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等（国又は地方公共団体が開設する施設を含む）の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を実施します。

## 1. 物価高騰対策一時支援金

### 【支援対象】

大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所

※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

### 【支援額】

区分	支援単価
病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 15,000円
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 30,000円

### 【支給要件】

- ①令和7年4月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- ②申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

## 2. 食材料費高騰対策一時支援金

【支援対象】 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所） 【支給要件】 上記1と同じ

【支援額】 6,400円×許可病床数

【申請開始時期（予定）】 7月以降（詳細については6月中旬頃に改めてお知らせします）

※委託業者との調整により変更する可能性があります。

【申請方法】 ・原則、行政オンラインシステムでの申請（スマートフォン、パソコンから）

※オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請も受付可

※受付開始と同時に府ホームページに申請方法等を掲載予定

【支給時期】 ・申請の審査完了後、順次支払を予定

